第
 号

 年
 月

 日

住所(所在地) 氏名(名称)

様

県税事務所長 印

## 鉱区税減額決定通知書

年 月 日付けで納税通知書によりお知らせしました税額を下記のとおり増額(減額)しましたので、通知します。納付すべき金額を別添納税通知書により納付してください。

納税通知書番号	第	号	年度	現年度	•	年度	過年度
期別			鉱区	種別			
刊加!	<i>上別</i> 随时			登録番号		第	号
区分	今回決定額		既決定額			増減額	
鉱区面積又は延長	百アール 千メートル		百アール 千メートル				
税率	円		F				
税額算出基礎	月分		月		月分		
税額	円				円		円
増額又は減額の 理由							
備考							

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
  - なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求 に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます。ただ し、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分 の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。